

## よくあるお問い合わせ

番号	タイトル	質問内容	回答
1	アンテナの交換	既存の鉄塔(届出対象規模)に取り付いている携帯電話のアンテナを交換する場合、届出は必要か	届出対象となるのは、建築基準法に定める「工作物」(施工者は問わない)の部分に該当する場合です。設置するアンテナが工作物の一部に該当しない又はアンテナ単体で工作物に該当しない場合は届出不要です。
2	メガソーラーを建設する場合	メガソーラーを建設する場合に届出は必要か	建築基準法施行令の改正(H23.10.1施行)により太陽電池発電設備が建築基準法の工作物ではなくなったため、施設の高さに関わらず届出は不要です。